

災害時における福祉避難所（二次的な避難施設）の開設等に関する協定書

吉野川市（以下「甲」という。）と医療法人 徳寿会（以下「乙」という。）の間に
おいて、吉野川市内に発生した地震、その他による災害（以下単に「災害」という。）
時において、吉野川市地域防災計画に基づく福祉避難所（二次的な避難施設）の開
設等の甲乙間の相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に平常時より連携を密にし、災害時に避難所
において、何らかの特別な配慮を必要とする高齢者（以下「要配慮高齢者」
という。）の安全確保を図るための災害対策上必要な事項を定めるとともに、
乙の管理運営する施設に、福祉避難所を開設することについて、必要な事項
を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、要配慮高齢者で、介護保険施設、医
療機関等に入所又は入院することを要さない在宅者を一時的に受け入れる施
設をいう。

（受け入れの対象者）

第3条 福祉避難所へ受け入れる対象者は、災害で被災した要配慮高齢者（介護を
要する高齢者にあっては、その家族等の介護者を含む。）とする。

（福祉避難所の開設依頼）

第4条 甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対し
て福祉避難所の開設を依頼するものとする。

（福祉避難所の開設及び受け入れ）

第5条 乙は、甲から前条の規定による依頼を受けた場合は、対象施設の職員の参
集状況及び対象施設の被災状況に応じて、福祉避難所を開設するものとする。
2 甲は、乙が福祉避難所を開設した場合は、速やかに情報連絡員等を福祉避
難所に配置するものとする。
3 第3条に該当する対象者を福祉避難所に受け入れる際は、原則として、家
族等の介護者が同伴するものとする。
4 受け入れ可能人員数並びに受け入れ施設名等については、別表のとおりと
する。

（要配慮高齢者の移送）

第6条 福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族等の介護者
又は支援者（以下「支援者等」という。）が行うものとする。ただし、支援者
等による移送が困難な場合は、甲は、対象者の移送を民間協力員等に依頼し
て実施するものとする。

（福祉避難所の運営）

第7条 乙は、福祉避難所の運営について、甲と協議のうえ円滑に遂行するものと
する。
2 甲は、日常生活用品、食料、介護必需品、医療材料等の福祉避難所の運営
に必要な物資の調達を行う。

(費用負担)

第8条 福祉避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。
2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議のうえ決定する。



(開設期間)

第9条 福祉避難所の開設期間は、災害発生日より7日以内とする。ただし、甲が必要と認めたときは、災害規模や被災状況に応じ、開設期間を延長することができる。延長期間については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(福祉避難所の閉鎖)

第10条 甲は、災害対応等が収束した場合は、乙と協議のうえ速やかに福祉避難所を閉鎖する。

(情報の共有)

第11条 甲及び乙は、災害が発生した場合は、通信回線及び防災行政無線など、あらゆる手段を講じながら、相互に情報の共有を図るものとする。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、福祉避難所の運営にあたり、業務上知り得た要援護高齢者又はその家族等の個人情報を漏らしてはならない。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

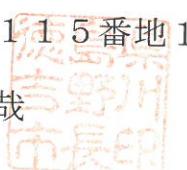
(協議)

第14条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成28年3月1日

甲 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1
吉野川市
吉野川市長 川真田 哲哉



乙 徳島県吉野川市鴨島町内原432番地
医療法人 德寿会
理事長 土橋 孝之



(別表)

福祉避難所協定締結施設

施 設 名	介護老人保健施設 長寿園
所 在 地	徳島県吉野川市鴨島町内原432番地
電 話 番 号	0883-24-7888
F A X 番 号	0883-24-6572
受け入れ可能人員数	40人